觀 風 整 俗 使 攷

橫 山 裕

男

るところである。 帝の數々の治績の中、 主として、王朝の礎を確固たるものにしたといわれる雍正 『奏摺政治』『養賺銀』などについてはすでによく知られ 征服王朝としての淸朝が順治入關して以後、三代目の君 乾隆以後 に引 つがれた ものとして

は

ľ め

に

黨論』などがその事績の一つとして殘されたものであり、こ ないものの一つに、父康熙帝の施策を引ついだ思想統制。 れによって思想的主導權を一層强力に驅使し、獨裁政治に の聖諭十六條を敷衍した『聖諭廣訓』、更には、『御製朋 特に生員層に對するきびしい取締りが擧げられる。康熙帝 さて、雍正帝が力を注いだ政治の中で見逃すことが出來

> 代における思想統制については、小野和子氏に詳しい論考 更に確固たる足場を與えようとするものであった。 雍正時

木敏一氏の論考がある。ここに取上げた問題は、雍正時代 があり、又、これに關連して『學臣制』の改革について荒。 地方であることがその間の事情を物語っている。 何らかの意味で獨裁君主政治遂行上に問題をはらんでいた 澆瀉なるを放置したまま、民が重罪に陷って後に之に刑を 使』は清一代を通じて雍正時代特有のもので、地方の風俗 て設置された『觀風整俗使』についてである。 にごく短い期間、浙江・福建・湖南・廣東の四省分に限っ 加えるのはまことに忍びない、何とか之を正して全人民を 『善意』から出たものであった。設置をみた省分が何れも 様に獨裁君主の威光のもとに立たせたいという雍正帝の 『觀風整俗

と思う。

治史の一面にスポットをあてるものとして注目されてよい 置の事情を知る手がかりとはなるであろう。しかし一代限 がみとめられ一次的な史料にはなり得ないが、しかし、 類鈔』は21考試類及び27爵秩類に於いてそれぞれ一ヶ所ず ての存在がかかる結果を來したものであろう。又、『淸稗 ろがないありさまである。雍正一代に限り特有のものとし て居るにすぎず、設置・裁去の事情についてはふれるとこ 江・廣東に於ける設置及び湖南に於ける裁去について述べ として『大淸世宗憲皇帝實錄』―世宗實錄―及び『雍正 下硃批諭旨と略稱―がその大部分を占め、これを補うもの 上げておられるが、そこで指摘されたように、この問題に という運命をになったにせよ、觀風整俗使の存在は雍正政 つふれて居る。どちらも浙江の場合であり、記述にも混亂 東華錄』があるにすぎない。『淸史稿』は、世宗本紀に浙 ついての史料はごく限られており、『雍正硃批諭旨』―以 と思うので、蒐集し得た史料の範圍内で拙考を展開しよう 荒木氏は觀風整俗使の設置を學臣制の改革に關連して取 設

> 江に於ける設置の記事である。そこでは、 一官、 中、置觀風俗使、巡省天下、觀風俗之得失。今遣官前往 衙門、鑄給關防之處、 著詳議具奏。 薄囂麥之習、歸於謹厚、以昭一道同風之治。其如何設立 之、應懲治者懲治之、務使紳衿士庶、有所儆戒、盡除浮 挽回、及其陷於重罪、加之以刑、實有不忍。朕意、 論九卿等。 朕聞浙省風俗澆瀉、 甚於他省。 私たちが最もはやく觀風整俗使の設置の記事に出遇うの 世宗實錄卷四八・雍正四年冬十月甲子に繋けられた浙 前往浙江、省問風俗、 稽察姦僞、 應勸導者勸導 尋議。 若不力爲整頓 查、 唐貞觀

は、

とあり、雍正帝の發意が九卿の立案を經て實現されること ところであり、これをそのままに捨ておくことは天子とし その理由は、浙江が土風の惡いことにかけては定評のある になり、 初代の使には王國棟が任用されることになった。

浙江、

省問風俗、

稽察姦僞、

應授爲浙江 等處觀風整俗

卿王國棟、

爲浙江觀風整俗使

使、鑄給關防、以重職守。從之。○以河南學政・光祿寺

れば、順次他にも及ぼそうという試みとしての第一着手でて忍びないというにあった。浙江である程度の効果があが

うまでもない。世宗實錄・卷四八・雍正四年九月丁巳に、衿士庶」とあるが、ここでは讀書人に重點があることはいもあったことは想像にかたくないと思われる。文中に「紳

國棟。

則必薄待讀書之人、而并且輕視聖賢之書矣。士習不端、數。彼爲民者、見士子誦讀聖賢之書、而行止尚且如此、法。或代民納課、私潤身家。種種卑汚下賤之事、難以悉法。或代民納課、私潤身家。種種卑汚下賤之事、難以悉法。或代民納課、私潤身家。種種卑汚下賤之事、難以悉法。或代民納課、私潤身家。種種卑汚下賤之事、難以悉

郷會試」に、浙江に 於ける 觀風整俗使の 設置についてふことがうかがわれる。清稗類鈔・21・考試類「世宗復浙人スとして惡いことにかけては最も定評のある浙江を選んだら、立場を利用した讀書人の數々の不行跡の取締りについら、立場を利用した讀書人の數々の不行跡の取締りについとみえるように、 風俗の 源は讀書人 にありとする 觀點か

民風何由而正

れ

置であったと言えよう。

風整俗使、以訓之。時奉命持節至者、爲大宗丞・奉天王風氣惡薄。於是、詔罷浙江春秋貢士。戊申(六年)。設觀雍正丙午(四年)世宗以浙人査嗣庭・汪景祺詩文悖逆、

も繋年についてはあやまりをおかしてはいるものの、設置使」が設置を一月早く雍正四年九月に繋けて居り、いずれりであるが、同じく清稗類鈔・27・爵秩類「浙江觀風整俗とある。ここで、設置を雍正六年にかけているのはあやま

の理由として、これまでの文字の獄に於ける罪人汪景祺

浙江に於ける郷・會試の停止とそれに伴う觀風整俗使の設 書人「善導」をかかげる雍正帝の思讀書人の天下の發生地 思う。清朝の讀書人「善導」政策は順治以來着々と行われて 來たことであり、雍正帝に至って更に强化が試みられてい なからおして、なかなか所期の効果は擧らなかったと思わ たのであるが、かの査嗣庭事件すらおこるに至っているこ とからおして、なかなか所期の効果は擧らなかったと思われ、そのことにたまりかねた雍正帝の思讀書人の天下の發生地 れ、そのことにたまりかねた雍正帝の思言としているのも、讀 ……其次則金華府。

地方多係山蠻冥頑。

村野每有鳴鑼聚

ついで、その他の府屬にふれて

浙江の士風については、李衞によれば、 硃批諭旨・雍正

四年十二月初二日の奏摺に、

臣於未到浙江之前、 點才能事之輩、 則杭・嘉・湖也。 多不肯安居本籍、 ……如紹興一府、 初以爲、 紹興府屬刁惡甲於天下、次 俱遠出在外、其在本地 所屬各縣人民、凡有

とを述べ、ついで杭州・嘉興・湖州三府を分析して居る。 に反して嘉興・湖州二府の風氣の惡さがとりわけて酷いこ 土著、大低無他技能、 紹興府の風俗の惡いことが「天下に甲たり」との世評 故紹屬刁風、 遠不及於嘉 湖

至杭州府所屬、 姦良不一。然俗稱杭州人、名曰阿獃、 訟、不安本分、懸虛掉誸、 其性畏法而不懷德、故雖屬澆瀉、尚易懲治。此外屬 惟省城・海寧二處。 刻薄妄誕。 人情輕浮、 即欲爲惡、 而省會五方雜處' 有始無 好事健

貪利忘義、 · 孝豐 · 武康二縣稍可、 變幻百出、 打降生事、 不能枚舉。 窩盜爲匪。 其餘則皆習尚囂凌、 更多刀筆自雄、動輒駕 人心刁詐、

竟有淳樸鄉愚事怕者。……其**嘉・湖所屬**、除安吉州

濱海、 衆 健訟好鬪之事。……其次則寧波・溫・台三府。 閩人雜居。 而處州在萬山之內。 此四處所屬 刁風 地當

亦盛、 姦匪易藏

と述べている。 浙江風俗刁詐、天下共見共知。 命往撫治。所慮者、一人之精力有限、衆多之勞怨難勝耳 汝之竭誠報効而論、 これに對して雍正帝は硃批で、 勞固不惜、怨亦何辭。 朕信爾必能實心整飭、 第於朕心、則有

故

所不忍。所以旣有前番振刷之特論、又繼以觀風使之建設

と述べて、李衞一人にそのような浙江の刁風刷新の責任を

たとしている。これからもうかがわれるように、 おしかぶせるに忍びないから觀風整俗使の設置にふみきっ 浙江の風

て外地に出向く連中が問題となっている點に、その間の事 にとどまる者にはそれほど問題がなく、何かと理由をつけ は全國的問題となる點をはらんでいた。紹興出身者で本籍 俗問題は單に浙江一省だけの問題ではなく、それがひいて

問題は見すごしにすることの出來ぬものであったわけであ 政治の舞臺に進出して來ることを豫想すれば、浙江の風俗 一甲三人を悉く占めることすらある浙江出身者が、 やがて 情をうかがうことが出來よう。又、年によっては、

會試

්තු වැම れた理由の一つがあった。 ここに觀風整俗使設置の第一着手が浙江に於いて行わ

ておおいに治績をあげたという。 最初の觀風整俗使になった王國棟は雍正四年十月に發令 翌五年二月に着任しており、 以後李衞の片腕とし

なり、 その人物を見込まれて拔擢された。傳によると、 より光禄寺卿に遷ったが、浙江觀風整俗使の設置に際して 間に國子監司業、 王國棟は、漢軍鑲紅旗人、康熙五十二年の進士、 同年十月、河南學政に任ぜられ、雍正四年、右通政 侍講、 侍讀を歴任、雍正元年、右通政と 康熙年

以聞。 尊親大義、 國棟抵任。 革虚胃以飭營伍。 溫諭獎之。 以浙江風俗澆鴻・諸務廢弛、 宣諭紳士。 嚴保甲以弭盜源。巡歷所至、 懲頑抗以 淸積欠。 仰遵聖訓、 究包訟以警奸 據實 時以

聽聞之下、

無不感激愧悔

れがはげみとなって李衞自身にもますます化導に努めさせ ているが、これは民風がもとから刁酢と稱されながらもど しが見えはじめて、雍正帝の心を慰めるところがあり、そ その奏摺の中で、近ごろ浙江の風氣がおおいに變化する萠 とあり、期待どおりの成果をおさめたようである。李衞も

> こか腰くだけのところがあるので獲悍にはならないことは 聖化を推行せんとした努力のたまものでもあると述べてい 訓戒のたまものであることは勿論のことながら、 雍正帝の推察のとおりであること、又、 王國棟自身も「硃批論旨」の奏摺の中で、その努力の 雍正帝のたゆまぬ 王國棟が

ほどを述べて次のように言う。

る。

齊化導。 … 因浙省風俗澆薄、屢頒聖訓、 (1)臣每至一州縣、 各念父母之邦、爲子孫之計、 安上下之分、重廉恥之防。爾等遭逢聖世、 種種惡習、 無非欲爾等紳衿士民明天地之經、 務期洗心滌膚、 即傳集紳衿人等、 一切浮狂・詐偽・抗糧・健 深切著明。 痛白革除……』 至明倫堂宣布、 仰沐皇仁、 識尊親之義 復設尊官、 紳衿人等 應

近日詢之各屬有司、 ⑶浙民向來健訟、每逢地方上下衙門放告、動輒一二百紙; 士、臣訪知的實、 姦胥・里棍、俱拏交各該地方官審究。各州縣力學敦行之 (3)除生事劣紳等、臣俱繕疏糾参外、凡抗糧・包訟生監、及 或給扁示旌、 俱云『詞訟比往時減半。 或面加獎勵、 以示鼓勵

(4) 近日、浙省人民、

稍知辦賦急公、息爭減訟。

姦宄之徒

潛蹤斂跡。此爲奪親向化之一驗也

巨雖未身歷、所有風俗・吏治・營伍一切事宜、久經遍行六郡計四十餘縣。……其金・衢・嚴・溫・處五郡所屬、(5抵任半載、浙江十一府、已歷杭・嘉・湖・紹・寧・台

俗大概。然較之杭・嘉・湖等處、厚薄相去基遠。現在錢稍覺質實、但棚民頗多。處州儉陋。嚴州醇樸。此五府風檄飭、兼隨處查訪。聞、民俗金華刁悍。溫州浮闈。衢州臣閩オ身歷「別有居俗・東治・魯伊一切事宜」ク紹逓行

との功によって王國棟は、雍正五年五月、同じく難治と稱

糧・詞訟、俱稍異從前

正帝にとっては滿足のゆかぬものであったらしく、浙江觀政使許容が任ぜられた。しかし乍ら、この程度の成果は雍されていた湖南の巡撫に拔擢され、その後任には、浙江布

年十一月乙卯に次のように記されている。 試の停止にふみきった理由は、世宗實錄・卷四九・雍正四の停止は解除されていない。雍正帝が浙江に於ける郷・會風整俗使設置の翌月斷行された浙江に於ける郷試並に會試

也。浙江文詞甲於天下、而風俗澆瀉、弊壤已極。……査行事、足以厚俗維風、以備國家之用。非僅欲其工於文字讀書所以明理、講求天經地義。知有君父之尊、然後見諸

辱科名。浙江士子未必不因此效尤。應將浙江人郷・會試文章數百篇。似此無恥不法之事、不但藐視國法、亦且玷文章數百篇。似此無恥不法之事、不但藐視國法、亦且玷主巡撫李衞等、從査嗣庭家中、捜出科場懷挾細字、密寫且巡撫李衞等、從査嗣庭家中、捜出科場懷挾細字、密寫且巡撫李衞等、從査嗣庭家中、捜出科場懷挾細字、密寫上巡撫李衞等、從査嗣庭家中、捜出科場懷挾細字、密寫戶者容傳庭・汪景祺乃敢肆行謗議、悖逆猖狂、公然紀載。……

で、郷・會試停止解除の實現は、雍正大年八月を俟たねば果があったことに言及して處分解除を奏請している。しか除をまつためには見せかけだけでも風俗の醇化が行われた除をまつためには見せかけだけでも風俗の醇化が行われた除をまつためには見せかけだけでも風俗の醇化が行われたいる。
 し、郷・會試の停止は、なかなか「思想善導」路線にはのって果があったことに言及して處分解除を奏請している。その解果があったことに言及して處分解除を奏請している。しかなか「思想善導」路線にはのって果があったことに言及して處分解除を奏請している。

ならなかった。

にすることであることは、上述によって、了解せられると割について概觀しよう。役割の主なるものは、風俗を端正以上は、觀風整俗使設置當初の事情であるが次にその役

ので、 實施の 狀況はすべて 硃批諭旨によるしか 方法がなにすぎないという性格から、會典等には記錄されていないただ何分にも、雍正年間の限られた期間にのみ設置されたころであるが、更に詳しく言えば次のような内容をもつ。

の言にも見え、又、許容・蔡仕舢にも次のように述べられ識をよみ聞かせることであった。このことは前引の王國棟任務の第一は任地を巡行して人民を明倫堂に召集して上に日附を闕くものである。

った者の氏名及び奏摺の日附である。

日附の無いのは原奏

た硃批で次のごとく戒めている。

() 内の人名・日附は硃批諭旨中に於ける奏摺を奉

・臨安・於潛・昌化・新城・富陽等縣。………臣恭詣各⑴臣於督臣李衞査驗工程回省後、卽束裝巡視杭屬之餘杭

意味した。

ている。

布皇仁。(許容・六年四月二十八日)學、率領紳衿耆庶、望闕叩頭行禮、講讚聖諭廣訓、復宣

(2)臣職司巡査。

凡有聞見、

理宜據實糾參。

(王國棟)

民環而聽者、俱各隱欣率教。(蔡仕舢・七年十二月十二ぽ臣每到郡縣、赴明倫堂、講上諭、申以告誠。紳衿・兵

日)

の懸念であって、固く戒めるところであった。許容に與え擦をおこすことなきにしもあらざる點は雍正帝の當初からということから督撫・提鎭と互に掣肘しあっていらざる摩いうまでもないことながら、欽差を奉じて任地を巡行する風俗の純化を設置の第一の目的とする以上、右のことは

者、或與督撫掣肘、或與提鎭不協、則非特無益、兵民飜不貪不徇、諒能企及、虚己和衷、恐有未逮。假如膺此任

目を袒護し、請託を聽受することは重い罪愆に陷ることをとも斷じて爲すべからざるところであり、地位を利して科とはいっても、むやみに附和し、或は、自己に偏執するこ嫌、地方上多設一官矣。(許容・五年六月十五日)

導、寧敢自踏重愆。≪硃批≫所醫數語盡之矣。但勉言行不敢偏執己私。至祖護科目、聽受請託、屢蒙皇上諄諄開凡地方事宜悉與臣李衞商酌辦理、固不敢隨聲附和。亦斷

ととして、

相符可耳。(許容・六年正月二十六日)

訪聞、

民間有胥役・市販合湊幾家、

買閱邸抄者。

臣思、

ることがあった。硃批諭旨・王國棟に、
次に、觀風整俗使は上諭を奉じて銭糧の清査を命ぜられ

處分、 數 法。 風俗澆瀉、 抗欠紳衿、 臣又特奉上諭、 狥 法 紳衿・黎庶頑抗 不納者、 據實冊報。 臣已行文各府州縣、 而頑欠可淸矣。 應參究者參究、 州縣詳請革懲、督撫院司始行査究。』臣思浙江 不同他省。必待有司詳請、恐州縣未必盡能執 臣於完半全完之期、 命臣淸査浙江頑抗錢糧一項。 ≪硃批≫甚是。 應革懲者革**懲**。庶通省之人**咸**知奉 依限催徵、 不待州 縣詳請、 按册稽察、 仍令按季、 實力爲之、 臣即分別輕重 舊例『包攬 內中如有 將完欠分 毋少瞻

間。

(王國棟)

讀する風のあるのを快からず思い、これを禁止した時のこわからない。王國棟が、胥役や商人が組になって邸抄を購事を運びすぎることもいつなんどき雍正帝の叱責を招くかをまつ必要もなく、思いどおりに事をはこぶことを許されとあり、錢糧淸査にあたっては、舊例のように州縣の詳請とあり、錢糧淸査にあたっては、舊例のように州縣の詳請

戒飭、 訛傳、 仁育義正之事、 小民無知、 以惑衆聽。 倘有犯者、 不宜與聞國事。 無不可使人知者、 諸如此類、 立拏重懲。 雖皇上所行, ≪硃批≫此一節尚在可否之 亦風俗人心所關。 但此輩一閱邸抄、 率皆化民成俗 臣已嚴行 每多

のような努力の結果は、のような努力の結果は、のような努力の結果は、原知の人民をますます惑わすことになるからが、また禁止した効果がどうかについて疑問がある、という発正帝の心持を表わした言葉であろう。觀風整俗使のこのような努力の結果は、

錢糧、 五等年、 先完納。 浙省歷年舊欠錢糧、 二年以前帶徵錢糧、 或按額全完、 共舊欠銀七十餘萬兩、 向日衿監包攬・收役侵漁、 或完至八・九分有零。雍正三・四・ 自奉旨清査以來、 亦俱報有溢完。 已徵完四十萬餘兩。 至承追虧空各案、 俱已歛跡。 士民感戴皇恩、 雍正六年 雍正 亦

已陸續追完銀六萬九千七百餘兩、

未完者現在催追

(蔡

仕觚・七年正月二十九日)

無著虧欠の發生の一因を、風整俗使は監察の目を光らせねばならなかった。許容は、風整俗使は監察の目を光らせねばならなかった。許容は、因となる胥吏、甚だしきは知州・知縣の中飽についても觀と報告されている。ところで、往々にして無著の虧欠の原

能完結。 實。 欠之流抵、 始則迫官那移、 抵・有名無實之懸項。 我皇上御極以來、各省倉庫俱漸淸理。獨浙省尚有那墊流 追之民間、 不但姦胥滑吏愈得施其伎倆、 溯厥由來、 而册交欠戶、盡屬零星。按之紙上、 則强半無著。 暫副經徵之考成、 皆緣濫胥滑吏朋比作姦、 遞相授受、輾轉接徵、或經數任、不 徒存流抵之名、究無徵補之 而不肖州縣於離任交代 **迨經離任交盤、** 吞糧侵賦 則累百盈 遂有民

った惡弊を反って自己の中飽に有利に利用しようとする州大、 章將徵存在庫錢糧、侵扣入橐、作爲某項墊用、造入入、竟將徵存在庫錢糧、侵扣入橐、作爲某項墊用、造入交盤。積習相沿、何所底止。(許容・五年六月十五日)交盤。積習相沿、何所底止。(許容・五年六月十五日)交盤。積習相沿、何所底止。(許容・五年六月十五日)

縣を監視して、

銭糧徴完率を少しでも全完に近づけて行か

必庶績咸熙、百姓蒙福、天下治矣。(王國棟・《硃批本なりと雍正帝は機にふれて語りきかせて居る。例えば、のそれと同一のものになってしまう。「察吏」が政治の根ねばならぬ。このような觀風整俗使の任務は督撫・布按等

無不就理矣。勉爲之。(蔡仕舢•七年正月二十九日《硃面、詳情酌理、爲國家甄別人材、而懲戒敎育之、則諸政爲治之要、只在察吏一事。 其餘皆屬末節。 但能秉公破爲治之要、只在察吏一事。 其餘皆屬末節。 但能秉公破

叉

 \bigvee

棟が責任を分擔して李衞に協力している。 ・開に達しなければならない義務を負ったのである。 ・開に達しなければならない義務を負ったのである。 にの萬兩を費して行われることであるが、これら工事の に四萬兩を費して行われた杭州・嘉興・湖州三府に於ける に四萬兩を費して行われた杭州・嘉興・湖州三府に於ける に四萬兩を費して行われた杭州・嘉興・湖州三府に於ける に四萬兩を費して行われた杭州・嘉興・湖州三府に於ける に四萬兩を費して行われた杭州・嘉興・湖州三府に於ける に四萬兩を費して行われた杭州・嘉興・湖州三府に於ける に四萬兩を費して行われた杭州・嘉興・湖州三府に於ける に四萬兩を費して行われた杭州・嘉興・湖州三府に於ける に四萬兩を費して行われた杭州・嘉興・湖州三府に於ける 南・廣東に相繼いで設置された。背負わされた任務は前節

とあり、また同じく李衞が丁憂によって回鄕するにあたっ 見られがちであった。李衞の奏摺に、 ひろくても大綱だけをしっかりおさえていればよい閑職と て巡撫の任務を署理させるべき人を論じた中に、 亘るものとなったが、他の者から見ると、なるほど範圍は にある蔡仕舢をおしている。 たてていうほど繁劇な任とは考えられない觀風整俗使の任 とあって、繁劇な巡撫を署理さすべき者として、本來とり 可以交與暫署。 總督職任、 觀風整俗使一官、 このようにして觀風整俗使に課された任務は廣い範圍に 江に初めて設置された觀風整俗使はその後、 事務頗多。 欽差副都御史性桂尚堪暫爲署理。惟巡撫所辦刑名錢 旁察弊竇。 Ξ 稽核營伍、選補武職。凡事皆總大綱、 而觀風整俗使蔡仕舢本任原無繁劇職掌、 (七年正月二十二日) 於錢穀刑名、 (六年四月初六日) 固皆所管。 然不過總稽 福建·湖 不甚繁

長をざっとたどってみよう。に述べたことと大同小異であるので、ここでは、各々の消

舢がひきつぎ、八年十一月ある事件によって降調されるま十月甘肅巡撫に轉出し、その後は、浙江糧道であった蔡仕浙江に於いては、王國棟のあとをついだ許容が雍正六年

けである。 裁去された。浙江觀風整俗使は四年・三人の着任を見たわ

で在任。蔡仕舢が降調されると共に浙江觀風整俗使の缺は

その點がどういうわけか雍正帝には高く評價されていた。きらいがあり、李衞とはあまりそりが合わなかったらしく、によって浙江觀風整俗使となった。ただ、協調性に乏しいに代って浙江觀風整俗使となった。ただ、協調性に乏しいに代って浙江觀風整俗使となった。ただ、協調性に乏しいに代って浙江觀風整俗使となった。

という李衞の評に、雍正帝は、硃批で、難於共事。(李衞・六年四月初六日)

許容原有理繁之才。但器小易盈。

若加以大品、

此論朕頗不以爲然。許容尚屬端直。但在下不甘、いう李衞の評に、雍正帝は、硃批で、

在上不

是其短處。

此一任甚爲相宜

とたえて、 おいても、 あると考えていたようである。 と答えており、 浙江巡撫にふさわしい人を薦擧せよとの上諭に その位の方が、 李衞は、 觀風整俗使の任には適當で 六年九月の奏摺に

其風力。 調停之處。 至於許容、 同於人。 誠如聖明洞照。 才情亦屬可用。 臣愚昧之見、 湖南巡撫不與總督同城、 若臣與之共爲督撫、 惟專好自見其長、 不冤有掣肘 正得展

雍正帝は許容を山西巡撫にするつもりであったらしいが、 巡撫に入れかえることを請うている。 るえる條件のある湖南巡撫にして、湖南巡撫王國棟を浙江 江巡撫はふさわしくないので、 とのべて、 許容の性格から考えて總督・巡撫が同城する浙 一人で思いのままに力をふ その時の硃批では、

もかんばしくないままに、八年事に坐して降調されまもな あまりはなばなしい活躍もなかったらしく、 八年浙江糧道となり、 蔡仕舢は、 福建・南安の人、 雍正六年浙江觀風整俗使となった。 康熙五十八年の撃人、 雍正帝の評價 五十 やがて彼は甘肅巡撫に任用されている。

なく、その理由は、浙江の風俗も漸く改まり、 蔡仕舢以後は、 浙江に再び觀風整俗使がおかれることは 且つ李衞と

督劉師恕が任命された。 『 必要をみとめないということである。 いら恰好の總督も居ることとて再び觀風整俗使を派遣する 福建では、雍正七年二月に設置がきめられ、 設置の理由については、實錄には、 協理直隷總

禮部左侍郎蔡世遠の講によったとあり、國朝春獻類徵初編

每事必欲不

實錄・本傳にその後の狀況についてふれるところがなく、 たとある。しかし、福建觀風整俗使の設置は、 をおいて風俗を化導してはどうかという觀點から發せられ ず、特に漳州・泉州二府に於いて甚だしいので觀風整俗使 60 ってそれほどの重要なこととは考えられなかったらしく、 劉師恕傳には、 蔡世遠の請は福建の風氣が未だ醇なら 雍正帝にと

された。世宗實錄・卷七八・雍正七年二月乙未の條に、 湖南では、 福建に設置された雍正七年二月に同じく設置 されたことを記錄するのみである。

世宗實錄・卷一三八・雍正十一年十二月壬戌の條に、

恕が病によって解任されると同時に觀風整俗使の缺も裁去

撫其地。

器量編淺、

方緊要、廢弛日久、急需治理。布蘭泰操守心術俱好。但 此任 (遊俗使) 本欲令爾整飭數年、以期成効。但湖南地

不能化導。該省總不得人。今不得已、命爾巡

如姦民謝錄正等、逞兇肆惡、潛蓄邪謀。又有大逆之 ……湖南地方連歲屢遭荒歉。 朕以彼地之人事推 滅絕天良、性同梟獍。地方有此等逆天悖

曾靜・張熙等、

理之人、以致旱勞不時、民人困阨。雖朝廷之政敎頻施、 歸於善、甚切殷懷。著照浙江・福建之例、設觀風整俗使 責乎。楚風愚悍、 有司之職業無忝、安能代凶惡頑民、祈禱天恩、而寬其遣 勸諭化導之。御史李徽著補授都察院僉都御史、 自昔爲然。朕念率土之人皆吾赤子、同 爲

湖南觀風整俗使

るのに苦心して居たことは、王國棟が湖南巡撫に拔擢され が設けられ、御史李徽が僉都御史の銜を帶びて任に赴いて 民をも天子の赤子として一同に感化すべく觀風整俗使の缺 とあり、浙江と同樣に風氣の惡さをもってきこえた湖南の 湖南の難治はつとに有名で雍正帝も巡撫適任者を得

た時の奏摺の硃批に、

あろう。 を任半ばで已むを得ず引あげていることによって明らかで とあり、浙江で期待どおりの成績をあげつつあった王國棟 李徽は山西・崞縣の人。雍正元年の進士、 同年御史とな

四年、直隷省内に御史を派遣して巡察せしめたとき、

曾靜事件が起り、湖南に敕使を派遣した時には、大學士朱 巡察御史として順徳・廣平・大名三府をうけもっている。 軾の推擧によってその任にあたり、ついで觀風整俗使の設

れた。李徽の奏摺は現存の『硃批諭旨』中には含まれてい。 ないので、これ以上に彼の治績をたどることは殘念ながら 革職せられ、同時に湖南に於ける觀風整俗使の缺も裁去さ

出來ない狀態である。

廣東では、浙江・福建・湖南と同様の理由で雍正七年十

二月に設置され、右通政焦祈年が任命された。 焦祈年は、山東・章邱の人。雍正元年の進士、 雲南道御史、順天府丞を歴任して右通政となり、

翰林院編

觀風整俗使となった。◎

んじ、よくその職にかなったといわれるが、事に連坐して 置にともなって拔擢され、以後四年、吏治を察し、民を安

新年はいわば派閥抗爭緩和のお目付役的な役割を背負わさ時文武兩派の派閥抗爭の激しいこともその一因とされ、焦廣東の難治は、民俗獲悍なることもさることながら、當

れていたのである。派閥抗争については、世宗實錄・卷九

五・雍正八年六月丙申の條に、

以施之於武。 得『外省有文官已申文書、而武員恐其干碍、或於中途掣 實爲一體。所當和衷共濟、 至於文武、雖屬兩途、 事不得其正、而違乎人心之公。其爲吏治風俗之患不小矣。 正、合乎人心之公。若有挾制之弊、 事之弊竇。況目前草率結局、 或勉強令其更改者。』武旣可以施之於文、則文亦可 凡内外大小事務、 似此挾制成風、苟且遷就、何以得事之實情 然同爲朝廷之官、 據實秉公、以盡勿欺之道。 必據實辦理、 而嫌隙自此而生。 及苟且遷就之情、 同辦國家之事、 始得其是非之 文武不 聞 則

宗實錄・卷九八・雍正八年九月戊申の條には更に、とあって、全國的な派閥抗爭禁止の諭を發しているが、世和、實始於此。著督撫提鎭、通行曉諭、嚴加禁約。

在於公。公則必不至於不和。不公則斷不能和。此又一定諭內閣。自古爲治之道、在於和衷。……然能和之道、惟

指之同在一身也。……惟有廣東一省、惡耆相沿、頹風難一方之中、同辦國家之事。不但有同舟之誼、實如手足臂受奉行、以共享昇平之福也。文武雖屬兩途、然同在一省不易之理。朕所日日訓誨天下臣民、而望其洗心滌膺・信

武彼此告訐之言、不可殫述。……膺國家簡命之榮、受管陷、仇怨相尋、則皆方願瑛一人從中播弄之所致。至於文黨。如楊文乾・石禮哈・常賚 ・ 阿克敦 ・ 官達之互相排挽。文與武旣分爲兩黨、而文與文、武與武、又各分爲一

朝夕觀覽、改前愆而敦善行。儻再有蹈襲故轍、 該督撫等、 自愧。 轄兵民之寄、乃以營私網利之故、 小人之所爲、而置人心風俗・官方戎政於不問。爾等不知 人自無所逃。而文武大臣表率無方、 則是冥頑不靈、 **朕實爲爾等愧之。……朕今再頒諭旨、通行曉諭、著** 遵照刊刻。 自違越於德敎之外矣。國法具在、 通省文武大小官弁各給一道、 相傾相軋、 訓導不力、有忝封疆 効市井無賴 罔知悛悔 俾令

整俗使亦當留心稽察可也。

之任、

負朕倚任之恩、

亦定行嚴加處分、不稍寬貸。

觀風

とがめ、上諭を刊刻して朝夕拜讀せしむる處置をとり觀風とあり、廣東一省に派閥抗爭の風の未ださかんなることを

城に赴き巡撫衙門の司道官員の集會所に行くとその場に

當のものであったらしく、焦祈年赴任の日にも直々に訓諭東の官界に於ける派閥抗爭については、雍正帝の心痛は相整俗使には充分氣をつけて稽察するように命じている。廣

を與えている。

月初八日、欽奉上渝、廑念夢東文武、令臣留心稽察。聆天語諄諄、以廣東從前樹黨積習諭臣。嗣於雍正八年十臣蒙皇上天恩優渥、疊加擢用。前曾於恭請聖諭之日、跪

は

(焦新年・九年六月二十九日)

とある。しかし、この風は一朝一夕に除去することは出來

閥抗争が表面化する例として次のような出來事を報告してず、焦祈年は、十年八月十九日附の奏摺で、ことごとに派

いる。

させたところ實情が判明した。その中に張渠が所用で省道の張渠が實情をかぎつけて肇慶府に命じてとりしらべれた額の金を借りてうめあわせをつけた。ところが肇羅えて犯人にしたてあげ、一方で土地の紳衿連中から盗ま縣の邱慤はそれを隠して報告せず、罪もない人民をとらい肇慶府陽江縣の縣衙で餉銀の盗難事件がおこった。知い肇慶府陽江縣の縣衙で餉銀の盗難事件がおこった。知

居あわせた按察使の黄文煒が大聲で言った。

なれば、王巡撫までが責任を問われることになるではな今回邱慤をきびしくとりしらべて、若し參革處分にでも『邱慤は湖北の王巡撫が特に推薦した人である。張渠が

一緒に居た面々も一齊に張渠の非を責めたてたが、張渠いか』と。

ない。』る。むやみに事件をおこそうとしてやっているわけでは

『盗難事件のとりしらべは、もともとわたしの責任であ

間は釋然としないようである。が邱蕊を題参處分にした。それでも、黃文煒と張渠とのが邱蕊を題参處分にした。それでも、黃文煒と張渠とのと答えた。兩方が互に論争をつづけたが、巡撫の鄂彌達

で毛世榮は張兆鳳をも管復と一緒にして掲参した。つい復の扱いに手加減をしてくれるようたのみ込んだ。そこ例が病の張兆鳳が管復をかばって、しばしば毛世榮に管い、彼はそのための銀兩をつかいこんで高雷廉道の毛世時、彼はそのための銀兩をつかいこんで高雷廉道の毛世時、彼はそのための銀兩をつかいこんで高雷廉道の毛世

る。

を催し、 使の黄文煒が衙門内に一席設けて、毛世榮を招いて酒宴 で毛世榮と張兆鳳が相前後して省城にやって來た時按察 もともと私情から出たものではなく、仲直りの必要はな 『法の定めでは掲参すべきことなので、 張兆鳳と仲直りするよう強要した。毛世榮は、 (この處分は)

鳳を促してその場を去り一緒に飮んで散會した といった。 黄文煒は顔色をかえて立上るとすぐさま張兆

廣東に於ける觀風整俗使の設置について注目すべきこと

しないであろう。 廣東に於ける使缺の設置が學臣制度の上にも何らかの關係 は、荒木氏がすでに指摘されたことでもあり贅言を必要と をもっていることが知られることである。 生員の数化の任務が觀風整俗使にも委譲されている點で、 の一つは、本來、學臣の行うべき地方學官・教職や士子・ この點について

府尹に轉出するに際して裁去されている。 **廣東に於ける觀風整俗使は雍正十年十二月焦祈年が順天**

缺の裁去を最後に 姿を 史乘から 消し去るに 至ったのであ このようにして、 觀風整俗使は雍正十一年十二月福建使

使、

られているだけで、他の場合については述べられていない 政治の圓滑化が却って阻害されることの方がより大きか ので、これと断言は出來ないが、 たからではないかと思われる。 の間に予期しない摩擦がおこることが多く、企てたはずの 裁去の理由は浙江の場合に、 督撫・布按・學臣などと 前に言及した理由が述べ

四

他にも政治上に問題をはらむ地方は多いはずである。 ろうと思われる。 のことであろうか。 らの地方に設けられなかったのはどのような事情があって の他の地方にはついに設置されることはなかったが、その 觀風整俗使の設置をみたのは上述の四地方であって、そ 例えば、 設置の氣構えがなかったわけでは 世宗實録・卷八二・雍正七年六 それ

澆漓、 亦稱 **諭廣西省在京之官員。據廣西學政衞昌績奏稱** 以司化導。』等語 『本地紳士庶民湔洗積習、 而紳士實爲首倡。』 郎該省鄉紳之在京居官候補者 未能驟除。 應設觀風整俗

月壬寅の條に、

て、

「秉鐸司教の官」を派遣して、民風の改善工作をする

で、

お前たちが率先して 郷土の 風俗を端すのが 本來なの

それをサボって、

天子に すべての 責任をおしかぶせ

方を奏請しているが、これに對して雍正帝のとった態度はとあり、廣西出身の官員達から廣西にも觀風整俗使の設置

どうであったか。前文に引續いて、

即有謝濟世・陸生柟者、狂悖囂凌、目無法紀。則該省風即有謝濟世・陸生柟者、狂悖囂凌、目無法紀。則該省風朕觀。廣西乃邊遠小省、通籍於朝者、本不多人、而其中

ているようで面白い。

奏、設立觀風整俗使。獨不思爾等果能於忠孝禮讓之道、俗之薄劣、 卽此可見矣。 今御史 陳弘謀等請照 衞昌績所

身體力行、

以爲衆人之模楷、

而又各教訓其子弟、

各規勸

とある。廣西の風俗のよからぬことは、さして多くもない戸曉、使之改過遷善、易俗移風、所謂逐末而忘其本也。厚。若不能端本澄源、躬先表率、而望秉鐸司教之官家喩其郷黨、 則小民 慕義嚮風、 觀感興起、 風俗自日歸於淳

出たことが 雍正帝.にとって 快からぬことであった。 そこ置の願が、當然鄕黨の師表となるべき廣西出身官員の手にしていることでもわかるが、是正策としての觀風整俗使設

た。

朝籍に名をつらねるものの中から謝濟世・陸生柟の輩を出

かった。雍正帝のツムジ曲り的な性格がちよっぴりのぞいぶちまけている。願はついにとりあげるところとはならなことばかりにかまけて、大切な根本を忘れることだと怒をよう願い出るなどは、責任逃れも甚だしく、物事の枝葉のよう願い出るなどは、責任逃れも甚だしく、物事の枝葉の

厚とはいいがたい地方であった。天下が一つの道徳の下にものが弱いものを虐げることが一般の風となり、風俗も淳又、直隷も天下の中心として旗民雑處の地であり、強い

卿に定議 せしめて 同年十一月具體化 されて 實行に移され遺して巡査せしめるにとどめ、雍正四年十月、大學士・九俗使を設置することもはばかられたのであろう。御史を派俗使を設置することもはばかられたのであろう。御史を派格つことをモットーとする雍正帝にとって、お膝元の直隷樹つことをモットーとする雍正帝にとって、お膝元の直隷

た上で効果を検討してみようとする臨機の處置であったとのとは考えられず、差當って問題のある地方に設置してみ透しの下に行われ、恒久性をもたせることを目的としたもこの點から考えて、觀風整俗使の設置は、ある一定の見

いうことが出來ると思う。効果があがれば順次他にも及ぼ

るごとに使鉠が裁去されていった原因ではないかと思う。ひきくらべて効果の方が疑問になって來たことが、機會あす危險の方がより大きなものとなったと考えられ、功罪相上、とかく督撫・布按などの地方官との間に摩擦をひきおこさんとする 氣構えであったと 思われるが、 何分 その性質

むす

7 K

が出來ると思われる。 これまでの考察を簡單にまとめると次のようにいうこと

の設置は雍正帝個人の恣意による面が強いと思われる。結局設置されなかったことなどから考えると、觀風整俗使朝廷にとって頭痛の種であった地方である。しかし廣西にすだにとって頭痛の種であった地方である。しかし廣西には 関風整俗使が設置されたのは、浙江・福建・湖南・廣東

ひいては一省内のごたごたの原因ともなり、優柔不斷にすにやり手すぎると督撫の權限にまで容喙することになり、をみつけ出すことがむずかしいことになって來る。あまりをみつけ出すことがむずかしいことになって來る。あまりをみつけ出すことがむずかしいことになった。そこで相に對するお目付役的役割をはたすことになった。そこでれることなく果斷の處置をとることを許されて、いわば督

立場からすれば、結局自分は皇帝に政治力を買われないこという雍正帝の善意に出發したことではあったが、督撫の置は難治をもってなる土地を督撫に任せきるのは氣の毒だ

ぎれば有名無質のものになりかねない。又、觀風整俗使の設

事情までを直接に天子が把握せんとしてもそれは無理で、機構によってなり立っている獨裁政治の中で、地方末端のれた理由がある。皇帝と人民との間に介在する複雑な政治とこに豫期したほどの成果があがらず次々に使缺が裁去さとになる。從って觀風整俗使との間に表面立たぬにせよ、あとになる。從って觀風整俗使との間に表面立たぬにせよ、あ

時代に於ける觀風整俗使の設置・廢止をめぐる動きは、そるを得ない。これが獨裁政治の一つの限界でもある。雍正

末端のことは結局地方官に任せて、彼等を信賴しておかざ

はすべて皇帝に報告する權利と義務を有し、

督撫に掣肘さ

治に關係ありとみとめられることについて見聞するところ

觀風整俗使には雑多な事務がおしかぶせられ、

およそ政

觀風整俗使一覽表

省分	年次	雍正四年 雍正五年 雍正六年 雍正七年 雍正八年 雍正九年 雍正十年 雅正 十一年
浙	江	10 5 10 11 -《王國棟》- -《許容》- 《蔡仕舢》—
福	建	2 12 (劉師恕) 12
湖	南	2 7 (李徽) 7
廣	東	12 12 12 (焦祈年》————————————————————————————————————

* 表内のアラビヤ數字はその年次に於ける月次を示す。

3

9 國朝耆獻類徴・初編72・本傳。

至七十名、

8

7 6 (5)

硃批諭旨

王國棟《硃批》に、

硃批諭旨

李衞

五年二月十七日摺参照

小野和子前揭論文。

罪之汪景祺・査嗣庭皆浙人也。

王國棟、爲浙江觀風整俗使。並停浙江鄉・會試。蓋以文字獲

紹興惡習之反遜於杭・嘉・湖者、

蓋緣生事不法之徒皆出在外

故也。

融 内閣 。 世宗實録・

……浙省素稱人文極盛之區。 卷九七·雍正八年六月、 而一甲三人、悉登浙士。或者士子之心、不免矜驕 今年會試、股加恩取中

(補注)

1 小野和子「清初の思想統制をめぐって」(東洋史研究十八―

2 荒木敏一「雍正時代に於ける學臣制の改革―主として其の任 用法を中心として―」 (東洋史研究十八―三)

(東洋史研究十八一三)

宮崎市定「雍正時代地方政治の實狀―硃批論旨と鹿州公案―」 雍正丙午(四年)九月。世宗以浙江風俗澆濟、 使の設置を同時のこととして次のように記して居る。 **清稗類鈔卷二七には浙江に於ける郷・會試の停止と觀風整俗** 特授光祿寺卿

4

ろう。 の意味で獨裁政治の一限界を私たちに語りかけるものであ

10

《硃批》王國棟觀風兩浙、 者許容に王國棟を手本にするよう次のように訓諭している。 硃批諭旨・李衞・雍正五年六月二十七日。又雍正帝自身も後任 可調盡善。 汝宜事事循倣而行。

(硃批論旨・許容・雍正五年六月十五日)

世宗實錄・卷七二・雍正六年八月丁未。 國朝耆獻類徴・初編72・王國棟傳。

蔡仕舢原非大才、 満史稿・列傳78・蔡仕舳傳。 亦因卿奏而始加陞擢。然其心術尚不至差謬。

硃批諭旨・李衞・雍正五年三月二十四日。

(15) 14) 13 12 (11)

程元章請託。 蔡仕舢一派虛偽、 (硃批踰旨・李衞・雍正七年八月十一日摺・硃批) 即此一節而論、 **朕所深悉。前爲伊子科考、曾凂孫國爾、** 則其品行卑汚可見矣。 (硃批諭

向

23

満史稿・列傳78・蔡仕觚傳 旨・李衛・雍正八年四月十五日摺 硃批)

16

(17) 満史稿·列傳78·蔡仕舢傳 浙江風俗已漸改移。 又有總督李衞、 善於訓導。 不必

再遣觀風整俗使

世宗實錄・卷五一・雍正四年十一月乙未。

世宗實錄・卷七七・雍正七年二月壬午及び甲申の條

清史稿・列傳78·李徽傳。

世宗實錄・卷一三八・雍正十一年十二月壬戌。

満史稿・列傳78・李徽傳

21) 20 19 18)

三六六・禮部學校・學校設官。 世宗實錄・卷八九・雍正七年十二月戊申。 大清會典事例

學校考八・直省鄉黨之學。

なお、

荒木氏

卷

22

前揭論文參照 皇朝通考・卷七〇。

荒木敏一、前揭論文。 清史稿・列傳78・焦祈年傳

附記」との論文は、 昭和三十一年以來参加している、

導下さった諸先生方に厚く御禮申しあげる次第である。 人文科學研究所雍正硃批諭旨研究班に於ける一成果である。

(昭和三十八年十月十日稿了。)

京都大學